

未来への伝承

第192回

権けん

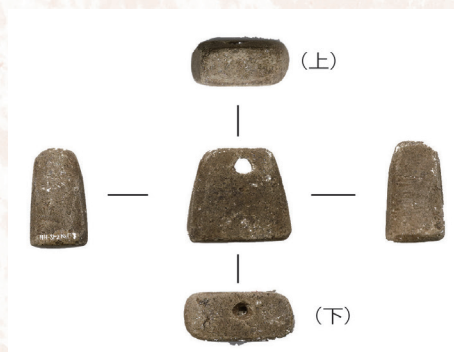
—石のおもり—

権けんは、重さを量る秤を指す言葉です。古代の法典注釈書『令集解りようのしゅうげ』では、権は懸垂、衡は横木（棹）のことだと指しています。

古代に使用された権衡は、天秤てんびんと棹秤さおばかりです。天秤は複数の決まった重さの錘を増減させて重さを量ることができ、棹秤は、架けた一つの錘を動かして、棹に記された目盛りで量ります。

遺跡から出土する権衡資料のうち、多くを占めているのが、錘として使われた権けんです。特に吊り下げられる形状のものが多く、古代では棹秤がよく使われていたと考えられています。

今回紹介する資料は、市内出土の権です。



八幡下遺跡出土「権」

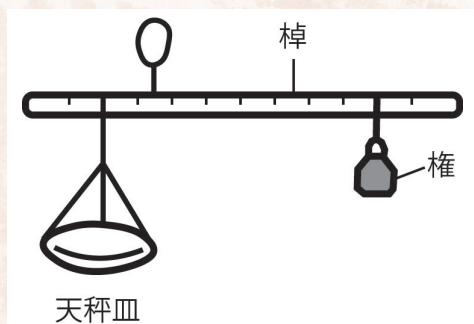
この権が出土したのは、常名の八幡下遺跡はちまんじたです。

八幡下遺跡は古墳時代～平安時代の遺跡で、この権は平安時代の住居跡から出土しました。凝灰岩製の正四角錘台形をしています。上部に吊り下げられるための穴が開けられ、上下に穿孔があります。大きさは、底辺幅3.9cm、長さ3.7cm、厚さ1.9cmで、重さは37.9gです。市内から出土した権衡資料はこの権のみで、県内でも数少ない資料の一つです。

権衡は、律令制度の広がりに合わせて地方に普及していきました。律令を基本とした集権国家を目指すために、長さ・量・重さの基準を統一させる必要があったからです。平安京では、権衡を使って金属類・糸・布・葉類などの重さを量っており、地方でも同様であったと考えられます。

八幡下遺跡は、桜川左岸に近い台地直下の緩斜面に営まれた遺跡です。この遺跡からは権のほか、灰釉陶器が数多く出土していることや周辺の遺跡から量を量るためのコップ形土師器が出土していることから、物資が集まる集積地であったと想定されます。また、八幡下遺跡を含む周辺の遺跡で物資の計量が行われ、物資の重さを量るために棹秤が使用された可能性があります。

今回紹介した資料は、6月末まで上高津貝塚ふるさと歴史の広場にて展示しています。ぜひご覧ください。



棹秤のイメージ図



権が出土した第2号竪穴建物跡

関上高津貝塚ふるさと歴史の広場
(☎826・7111)